

# 高知くらしの護身術

391

## 電力自由化

### 便乗商法に注意を

(2016年4月12日掲載原稿)

4月1日から電力の小売全面自由化が始まり、家庭でも自由に電力会社や料金メニューを選べるようになりました。電力自由化について、次のような相談が寄せられています。

①知らない電力会社から「料金を安くできる」と電話があったが、本当か。

②県内に家庭向け電気契約を行う登録小売電気事業者があれば教えてほしい。

小売電気事業者は登録制になっており、資源エネルギー庁のホームページで確認できます。登録されている事業者か、また居住地域が当該事業者の供給地域になっているか確認しましょう。

「料金が安くなる」と勧誘された際は、どのような条件で安くなるのか、契約期間が長期になっていないか、解約時に違約金が発生しないかなど、契約内容を確認しましょう。

訪問販売または電話勧誘で小売電気事業者と電力の供給契約を結んだ場合、特定商取引法に基づくクーリングオフが可能です。

電力は生活に欠かせない重要なライフラインです。勧誘を受けてすぐに契約するのではなく、家族や周囲の人に相談し慎重に契約しましょう。

また、電力の小売自由化に便乗して、太陽光発電システム、プロパンガス、蓄電池などの勧誘が行われているので注意してください。電力の小売自由化と直接関係のない契約については、よく必要性を考えましょう。

怪しい電話や契約に関するトラブルは消費生活センターに相談してください。その他、電力小売自由化に関する問い合わせ先は次のとおりです。

電力自由化の制度や小売電気事業者の登録は、経済産業省専用ナビダイヤル(0570・028・555)、小売契約に関するトラブルの相談は、電力取引監視等委員会(03・3501・5725)へ